

都市問題パンフレット

No. 36

財団法人
東京市政調査會

内務省地方局長
挾間 茂

地方税制改正案の梗要

地方税制改正案の梗要

挾 間 茂



税制の根本的改正を行はねばならぬと云ふことは、年來朝野の間に八釜しく論議せられた所である。先年廣田内閣成立するや、この多年の要望に應ずる爲、中央地方を通ずる税制の根本的改正を斷行すべく、成案を得て、議會に臨んだのであつたが、不幸政變に會つて結實するに至らなかつた。その後、間もなく支那事變勃發し、税制改正の如きはその時期に非ずとせられて、暫く見送りの状態に置かれてゐたのであるが、戦局の進展に伴ひ、事變は愈々長期建設の段階に入り、内に在りても、益々國防力を充實してこの新情勢に即應せねばならぬこととなつた。従つて、税制改正の如きも、その時期につき兎角の議論もあるかも知れないが、先づ最も速かに解決せねばならぬ政策の一つとなつた譯である。於茲、平沼内閣は愈々税制の全面的改正に着手するの意を決し、税制調査會に對し「中央地方ヲ通ズル税制ノ一般的改正ニ關スル方策如何」との諮問を發し、調査會は此の諮問に應じて審議を進めつゝあつたのであるが、その中途に於て政變あり新に阿部内閣が成立したけれども、阿部内閣も亦前内閣の方針を踏襲して、税制改正を斷行するの決意を以て進むこととなり、

従つて、調査會はその儘審議を繼續し、遂に去る十月二十六日審議終了して答申を爲すに至つたのである。

二

國税に關する問題は暫く措き、然らば地方税制は何故その改正の必要に迫られてゐるか云ふことを、簡単に振返つて見たいと思ふ。地方税制は幾度かの改正を経て居る。就中その最も大きなものは大正十五年の改正であると思ふのであるが、これとても、各税種に關する個々の創設改廢に止まり、地方税制の全般を睨みその全面的改正を行つて、地方財政の根本的建直しを企てると云ふ趣旨の下に行はれたものではなかつた。従つて、地方税制乃至財政は多年その成るが儘に放任せられ、社會事情がどう變化しようが、經濟産業狀態が如何に變遷しようが、全くそれに順着なく、徒らにその非合理性を露呈してゐるのである。即ち、現行地方税制に於ては、

(1) 地方負擔が極めて不均衡である。地方自治を認むる以上、各團體の事情に従ひ地方税負擔に自ら相異あるは當然であるけれども、近時に於ける經濟情勢より富は益々都市に集中し、之が爲地方税源に著しき不均衡を招來し、地方施設の厚薄に關係なく、資源に乏しき地方自治體は益々その財政に窮乏して、地方負擔の過重を餘儀なくせらるゝ狀態にある。

(2) 地方税各税相互の間に於て負擔の均衡を失してゐる。例へば、地租と營業收益税との間に於て、これ等收益税と家屋税との間に於て、各々負擔の權衡を得てゐるとは云ひ難い。又戸數割の賦課に於ても負擔の均衡は保たれてゐない。殊に家屋税附加税を戸數割の代税と爲すが如きは、全く理由なき窮餘の策と謂はなければならぬ。

(3) 地方財政は益々窮乏せざるを得ない。地方自治體の財政需要は、社會生活の複雑化に伴ひ益々増大するに拘らず、之に應ずべき地方財源はその必要を充足するに足らない。殊に最近に於ける經濟活動の跋行的發展の結果、富は著しく都市に集中し、税源の分布は地域的に甚だしく偏在するに至り、地方財源は都市に於て大に豊富となるも、地方農村は愈々

その財政窮乏するの止むなき實情である。

如斯き狀態をこの儘放置するならば、地方農村は益々窮乏するであらう、農村生活は愈々窘窮に陥らざるを得ないであらう。それは大きな社會問題であり政治問題である。今回の税制改正案は、即ち以上の如き地方財政上の缺陷を救ひ、地方自治體をしてその必要とする財源を保有せしむると共に、地方負擔を地域的にも個人的にも均衡を得しめんとするものである。

三

税制調査會が國税地方税を通じ「税制改正ノ目標」として決定した原則は左の四項である。

(一) 中央地方ヲ通ジテ負擔ノ均衡ヲ圖ルコト

(二) 經濟諸政策トノ調和ヲ圖ルコト

(三) 收入ノ増加ヲ圖ルト共ニ彈力性アル税制ヲ樹立スルコト

(四) 税制ノ簡易化ヲ圖ルコト

又「税制改正ノ方針」に關する事項として、地方税制關係に就いて決定した項目は大體左の諸點である。

(一) 地方的負擔ノ均衡ニ付考慮スルコト

(二) 地方税の税種ノ選擇ニ關シ左記事項ヲ考慮スルコト

地方團體ノ施設トノ關聯、住民ノ負擔分任ノ精神トノ關係、收入ノ安定性及普遍性、收入ノ彈力性等

(三) 地方財源ノ充實ニ關シ左記事項ヲ考究スルコト

受益事業ノ爲ノ増徴、受益者ニ對スル經費ノ分擔、制限外課税制度ノ擴充等

(四) 地方財政ノ調整ニ關シ左記事項ヲ考究スルコト

地方施設均衡上ノ必要、地方負擔均衡上ノ必要、其ノ方法(税制ニ依ルカ、税以外ノ制度ニ依ルカ)

税制調査會は以上の如き目標と方針との下に、地方税制改正に關する内務省地方局試案を基本として慎重なる審議を遂げたる結果、大綱としては右試案に依り地方税改正を行ふを適當と認むる旨を決議すると同時に、若干の希望條項を決議し、政府に對し考慮を求むる所があつた。

税制調査會に於て決定を見たる「地方税ニ關スル改正案要綱」は左の通りである。

第一 地方税制ニ關スル事項

地方税負擔ノ均衡化ヲ圖リ且地方團體財政ノ基礎ノ確立ヲ期センガ爲分與税(假稱)制度ヲ創設シ獨立財源タル地方税ハ物税本位ノ制度トスルコト

一 地租、家屋税及營業税ハ之ヲ道府縣及市町村ノ獨立財源トスルコト

(一) 課税標準ハ左ノ通トスルコト

(イ) 地 租 土地賃賃價格

(ロ) 家屋税 家屋賃賃價格

(ハ) 營業税 營業ノ純益

(二) 課率ハ大體左ノ程度ヲ目途トスルコト

(イ) 地 租 百分ノ八

(ロ) 家屋税 百分ノ七

(ハ) 營業税 百分ノ六

團體財政上ノ彈力性ヲ保持スル爲或ル程度賦課率ノ伸縮性ヲ認ムルコト

(三) 營業税ニハ四百圓程度ノ免稅點ヲ設クルコト(現行營業税及同附加税ハ之ヲ廢止スルコト)

(四) 課税方法ハ分與税及附加税ノ併用トスルコト(別項第二参照)

二 市町村税戸數割ハ之ヲ廢止スルコトシ左ノ善後措置ヲ講ズルコト

(一) 負擔分任ノ精神ハ別項市町村民税ニ依リ之ヲ存置スルコト

(二) 市町村財政上ノ彈力性ハ地租、家屋税及營業税ノ賦課率ノ伸縮性ニ依リ之ヲ保持スルコト

三 市町村獨立税トシテ新ニ市町村民税ヲ認ムルコト

市町村民税ハ大體左ノ要領ノモノトスルコト

(一) 納稅義務者ハ市町村内ニ住居ヲ有スル家長及市町村内ニ事務所ヲ有スル法人トスルコト但シ貧困ニ因リ生活ノ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ免稅セシムルコト

(二) 賦課方法ハ市町村ノ實情ニ應ジ簡易ナル方法ニ依ラシムルコト

(三) 賦課率又ハ賦課額ニ付テハ左ノ制限ヲ設クルコト

(イ) 納稅義務者一人當平均ノ最高額ヲ定ムルコト

(ロ) 納稅者ノ最高納稅額ヲ定ムルコト

四 雜種税及市町村特別税等ニ付相當ノ整理ヲ行フコト

五 左ノ如キ目的税制度ノ整備擴充ヲ爲スコト

(一) 主トシテ都市ヲ對象トシテ都市計畫特別税ヲ整備擴充スルコト

(二) 主トシテ農村ヲ對象トシテ共同施設ノ爲目的税ノ賦課ヲ認ムルコト

六 分類所得税、一般所得税及法人税ニ付テハ附加税ノ賦課ハ之ヲ認メザルコト

七 分與税制度ハ大體左記ニ依ルコト(地租、家屋税及營業税分ヲ除ク)

(一) 分類所得税、一般所得税、法人税、遊興飲食税及入場税ノ一部ヲ以テ之ニ充ツルコト

(二) 分與税ハ團體ノ財政力ヲ示スモノ及財政需要ヲ示スモノヲ基準トシテ之ヲ分與スルコト(經過的ニハ税制改正ニ因ル歳入ノ減少額ヲモ基準ニ加フルコト)

(三) 分與税ハ國ノ特別會計トシテ之ヲ經理シ收入ノ年度間ノ調整ヲ圖ルヤウ考慮スルコト

備考

一 目的税制度ト同一趣旨ノ受益者分擔金制度ヲ創設スルコト

二 國費地方費ノ負擔區分ニ付左ノ改正ヲ加フルコト

(一) 小學校教員俸給ヲ道府縣費支辨トスルコト

(二) 義務教育費國庫負擔金ノ支出ハ定率トスルコト

(三) 警察費連帶支辨金ノ支出ハ其ノ率ヲ統一スルコト

第二 地租、家屋税及營業税ノ賦課方法ニ關スル事項

地租、家屋税及營業税ノ賦課方法ハ分與税及附加税ノ併用トスルコトトシ左記ニ依ルコト

一 分與税ノ課税標準ハ左ノ通トスルコト

(一) 地 租 現行地租法ニ依ル土地賃賃價格トスルコト

(二) 家屋税 新ニ政府ニ於テ調査スル家屋賃賃價格ニ依ルコト

(三) 營業税 個人ニ付テハ事業所得ニ對スル分類所得税ニ付調査スル所得、法人ニ付テハ法人税ニ付調査スル所得ヲ基礎トスルコト

二 分與税ノ税率ハ左ノ程度トスルコト

(一) 地 租 百分ノ二

(二) 家屋税 百分ノ一・七五

(三) 營業税 百分ノ一・五

賃賃價格二百圓未滿ノ自作農地ニ付テハ免租スルコト

三 分與税ハ徵收地道府縣ニ之ヲ分與スルコト

四 附加税ノ賦課率ハ大體左ノ程度ヲ目途トスルコト(賃賃價格二百圓未滿ノ自作農地ニ付テモ地租附加税ヲ賦課シ得ルノ措置ヲ講ズルコト)

(一) 道府縣 百分ノ百

(二) 市町村 百分ノ二百

各國體ノ實際賦課率ハ原則トシテ各税同一トセシムルコト

備考

昭和十五年度及十六年度ニ限り家屋税ハ現行通トスルコト但シ家屋賃賃價格ニ付テハ政府ニ於テ適當ノ措置ヲ講ズルコト

四

今回の地方税制改正に於ける目標は「地方税負擔ノ均衡化ヲ圖ルコト」と「地方團體財政ノ基礎ノ確立ヲ期スルコト」との二點に歸着する。惟ふに現行地方税制は、各個の地方税そのものに於て負擔の不均衡があるのみならず、各種の地方税相互の間に於ても不均衡である。更に各個地方團體相互の間に於ても、團體的貧富の懸隔顯著なるの結果、地域的に負

擔の不均衡を生ずると云ふ事實は年を追ふて益々増大しつゝあるの情勢である。一面地方財政の現状を見るに、強力なる税種は國税に吸収せられ、地方税源は大に涸渇せる状態なるに拘らず、地方事務は年と共に増大し、殆んどその負荷に堪へざる自治體枚舉に違あらざるの状態である。従つて地方税制改正の眼目としては、是非共、地方に對し強力なる財源を與ふると共に、地方に於ける負擔を均衡化すると云ふことを掲げねばならぬ。而して今回の地方税制改正は右の二大目標を達成することを以て使命とし、之が爲地方税制の根幹に於て二つの重要な改革を行はんとするのである。二大改革とは何であるか、その一は地方税制に分與税制度を創設することであり、その二は地方の獨立財源は之を物税本位とすることである。

分與税制度とは、謂ふまでもなく、國税として課徴したるものゝ一部を地方財源として地方團體に分與する制度である。従つて、之を地方財源としての立場より見れば、地方税としての間接課徴の形態と云ふことを得る。而して今回の分與税制度に於ては、之が分與乃至交付の方法は、單なる原地還付に非ずして、一定規準に基き地域的財政調整を目的として分與せられるものであるから、之に依り、地方税の地域的負擔の不均衡が是正せらるゝのみならず、各地方團體に對し各その財政需要に即應したる税收入を與ふことを得ることゝなるのである。加之、今回の改正に於ては、新たに國税として設けられる分類所得税、一般所得税及法人税の如き有力なる税種を分與税として地方團體の財源たらしめるのであるが、是等諸税は極めて強力なる税たると同時に伸張性に富めるものであるから、そのことは、延いて地方團體全體の財政力を強化する作用を營むことゝもなるのである。

次に地方税としては應益的課税の原則に依る税種を適當とする。蓋し、地方施設と地方税との關聯性を考ふるならば、地方税は應能原則よりも應益原則を重要視せねばならぬ。同時に、地方税としては、課税客體が地域的に確定的に捕捉し得るものが適當である。これ等諸點よりして、今回の改正に於ては、地方團體の獨立財源は、地租、家屋税、營業税の如

き物税を以て其の中心と爲すことゝしたのである。税制調査會は地方税制改正の方針の一として、税種の選擇に付ては、地方團體の施設との關聯並に收入の安定性普遍性弾力性に重點を置いてゐる。而して是等の收益税を地方財源とするならば、地方税制は地方施設と極めて密接なる關聯性を有することゝなるのみならず、是等諸税は相當有力なる税種であるから、自ら收入の安定性、其の他も確保せられ、地方自治の觀點より見て極めて好ましい結果を得られると思ふのである。

五

斯様にして、今回の税制改正案に依れば、地方税の體系は獨立財源と調整財源の二本建となるのである。而してその獨立財源としては、(一)地租、家屋税及營業税、(二)市町村民税、(三)從來の雜種税及市町村特別税の三種と爲り、(四)戶數割及各種所得税附加税は廢止せられることになる。また調整財源としては、所得税法人税等を財源とする地方分與税が創設せられる譯である。

六

一 收益税たる「地租、家屋税及營業税ハ之ヲ道府縣及市町村ノ獨立財源トスル」のである。

その課徴形態は、一部は之を國税として課し直ちに之を地方に還元する、而して地方團體は之に對し附加税を賦課するのである。この三税課徴形態の問題は、從來所謂「地租委譲論」乃至は「地租委譲反對論」として、論戰に花を咲かせたものであるが、今回の改正に於ては、形式に於ては、國税の沿革並に租税の莊重性等の國民的感情の問題乃至は課税上の各種技術的問題等を考慮して、地租及營業税を一部國税に残し家屋税を國税に移管する形を採つたのであるが、實質に於ては、三税收入は擧げて地方財源とすることしたのであるから、地租營業税の地方委譲と何等異なる所はない。

課税方法は、地租は總ての有租地に對し土地賃賃價格を標準として百分の八程度、家屋税は家屋賃賃價格を標準として百分の七程度、營業税は現行營業收益税及地方税營業税を改廢して、純益四百圓程度を越ゆる總ての營業に對しその純益を標準として百分の六程度を目途として課税するのである。この課率を百分の八、百分の七、百分の六としたことに就てはこゝに一言を加へて置く必要がある。即ち從來土地負擔と營業負擔との間に於て負擔の均衡を失せりとの非難があつた。營業負擔が土地負擔と全然同一でなければならぬとは思はぬが、現在の負擔狀況には相當是正を加ふるの必要があるであらう。而して今回の課率は、國税として土地家屋又は營業の所得に對する所得税法人税の賦課と收益税としての地方負擔とを綜合し、相互間の負擔の均衡を得しむる様定めたものである。従つて、之に依り土地と營業との負擔の不均衡乃至家屋負擔の地域的不均衡は除却せられることになるであらう。(茲に分類所得税分を別とし、三收益税のみに付て、國税地方税を通じ現在課率と改正課率とを比較すれば、地租に在りては、現在課率百分の一三・一一、改正課率百分の八、營業税(個人)に在りては、現在課率百分の五・五五、改正課率百分の六、家屋税に在りては、現在課率百分の八・三三、改正課率百分の七となるのである。)仍ほ右の結果現行營業税及その附加税は廢止せられることになるのである。これは社會政策的見地よりして斯かる小營業者に對する課税を免除せんとの趣旨である。

三收益税の賦課に付ては、團體財政上の弾力性を保持する爲、相當程度、賦課率に伸縮性を認めることゝなつてゐる。蓋し戸數割所得税附加税等に於て保持せられたる弾力性は、是等諸税廢止の結果喪失せられることゝなるを以て、有力なる三收益税に對する賦課率をして伸縮性あるものたらしめ、團體財政の弾力性を保持する必要があるは言を俟たざる所である。

二 「市町村税戸數割ハ之ヲ廢止スルコト」とした。

戸數割は極めて古い税である。戸數割には長所もあれば又短所もあるのであるが、現在に於ては寧ろその短所が顯著に表はれ、現行地方税制の重大なる缺陷の一として擧げられてゐる。從來戸數割の長所としては、戸數割は弾力性を有すること、負擔分任の趣旨より見て適當なる税種たること、各人の綜合的擔税力に應じ課税するものなるが故に適正に課税せらるゝ限り理想的人税たること等が擧げられてゐるが、その短所としては、過重負擔の主要原因たること、地域的負擔不均衡の素因たること、所得税と重複課税たること、賦課の適正を期し難きこと、納税義務者の綜合資力を標準とする人税なるが故に地方税として不適當なること等を數ふことが出来る。而して以上諸點を比較するに、戸數割を存置することは、今回税制改正の趣旨に鑑み到底忍び得ざる所である。のみならず、今回の税制改正の結果、直接國税は應能課税の原則に従ふ税をその大宗とすることになつたので、更に戸數割の如き大體所得税と同一系統に屬する税種を地方税として存置することは不適當なりと謂はねばならぬ。依つて戸數割は之を廢止することゝし、戸數割に存する長所は、他の方法に依り之を税制上に殘すことゝしたのである。即ち戸數割の有する最も長所たる負擔分任の精神は、市町村民税の創設に依り之を存置することゝし、又戸數割廢止後に於ける市町村財政上の弾力性は、之を三收益税の課率に伸縮性を認むることゝし、依り保持することゝしたのである。(たゞ三收益税の税額極めて少額なる貧弱町村に就ては、此の弾力性は十分機能を發揮出来ないかも知れぬ。然し斯の如き町村では同時に戸數割の存在は負擔過重の原因となつて居るであらう。惟ふに斯かる町村に在りては、分與税が將來非常な偉力を發揮することゝ思ふのである。)

三 新たに「市町村獨立税トシテ市町村民税ヲ認ムルコト」となつた。

市町村民税は特に之に依り税收入を擧げることを主眼とする税ではない。勿論市町村民税が地方税として地方財源の一部を構成することは云ふ迄もないが、本税のねらふ所は、市町村民がその所屬自治體の負擔を分任すると云ふ精神を、税制上に表現しようと云ふのである。戸數割の最も長所とする所はこの點に在る。依つて、戸數割廢止後に於ても、何等かの税種に於て、この尊重すべき精神を税制上に盛りたいと思ふ。市町村民税は即ちこの目的の爲創設せられるものである。

から、市町村民税に在りては、出來得る限り此の精神を擴充徹底せしめねばならぬ。この意味に於て納稅義務者に付ても戸數割の對象たる自然人のみならず、「市町村内ニ事務所ヲ有スル法人」をも納稅義務者たらしめ、免稅を受ける者も極めて限定的に「貧困ニ因リ生活ノ扶助ヲ受クル者」に限つたのである。又戸數割に在りては、戸數割を賦課し難き市町村に對しては、此の作用を營み得なかつたのであるが、市町村民税は總ての市町村に施行せらるゝが故に、市町村民税に於て初めて地方負擔分任の精神が税制上に遺憾なく具現せられると云ふことを得るであらう。

市町村民税の賦課方法は「市町村ノ實情ニ應ジ簡易ナル方法ニ依ラシムルコト」になつてゐる。従つて所得、資産、住居或は是等を綜合したるものの如き課稅標準を設けて賦課するか、或は見立の制度に依り等級を設け定額賦課を爲すか、何れにせよ各市町村の意思に任せる考へであつて、謂はゞ、等級高下ある會費の如きものと見てよからう。

市町村民税は稅收入を主たる目的とするものでない。従つて、その賦課率並に賦課額に對しては嚴重なる制限を設け、負擔過重を來さざる様にして、戸數割に見るが如き弊なからしめねばならぬ。而して此の制限は（一）「納稅者一人當平均最高額」と「納稅者ノ最高納稅額」の兩方面より制限することが必要である。只今のところ、其の額を如何程となすべきやは確定的ではないが、本税は大體五千萬圓程度の稅額に止める方針であるから、その場合に於ては、一人當平均額は市町村の大きさに依りて差等を設け、町村は四圓、中小都市は六圓、大都市は八圓程度になるのではあるまいか。又一人の納稅最高額は一千圓程度に落着くものと思ふ。

市町村民税に付ては覆面の戸數割であるとの非難を聞く。然し只今述べた通り、戸數割とは納稅義務者の範圍に於て異り、課稅標準に於て異り、稅收入總額並に課稅上の制限に於て異なるのみならず、施行地の範圍に於ても異なる等非常な相異がある點は特に注意すべきであらう。

四 「雜種稅及市町村特別稅等ニ付相當ノ整理ヲ行フコト」になつてゐる。

雜種稅及市町村特別稅に付ては、既に臨時地方財政補給金を以て、社會政策的見地に於て廢減稅を要するものは相當廢減稅を行つて來てゐるのであるが、今回の稅制改正に當つても之を維持するは勿論、その他に於ても、自轉車稅の如きは此の際出來得べくんば廢稅したかどうかと思ふ。但し自轉車稅は二千數百萬圓の稅額に達するのであるから、之を廢止するに付ては代り財源を十分研究せねばならぬ。又自轉車稅は相當程度減稅して殘すべしとする考へも相當あるので、今後十分研究を要する問題であると思ふ。また有租地に對する段別割中目的稅以外のものがある、これは此の際是非廢止せねばなるまい。その他現行雜種稅中には市町村特別稅に委譲するを適當とするものがある、これ等は相當整理を加ふる必要があると思ふ。又貸座敷賦金、娼妓賦金の如き、此の機會に於て廢止すべきであらう。但し貸座敷賦金の方は新に營業稅として地方財源に移されることになると思ふ。仍ほここに附加へて置きたいことは、從來八釜しく論議せられたことのある土地増價稅間地稅等の問題であるが、是等の稅と雖も、適當なる手段方法を以て課稅する様市町村に於て計畫した場合には、將來之を認めることにした方が良くはないかと思ふ。これは調査會に於ても一應論議せられたことなので附言して置く。

五 今回の改正を機會に「目的稅制度ノ整備擴充ヲ爲シ」團體活動を促進せしめる方針である。即ち「主トシテ都市ヲ對象トシテ都市計畫特別稅ヲ整備擴充シ」「主トシテ農村ヲ對象トシテ共同施設ノ爲目的稅ノ賦課ヲ認ムルコト」にせられたのである。都市計畫特別稅に付ては、少くとも府縣稅分の二分ノ一程度は之を市町村稅に委譲して、都市財源を擴充するのが實情に適した方法であらう。また最近農村地方には、溜池、用排水路、農道、林道、共同作業場等、所謂共同施設頗る増加する傾向に在るので、これを更に助長發展せしむる手段として目的稅制度を創設することが、時代の要求に添ふ所以であると考へる。

仍ほ稅制そのものではないが、地方自治活動を一層容易ならしむる方策として「目的稅制度ト同一趣旨ノ受益者分擔金

制度ヲ創設スルコト」になつてゐる。受益者負擔金は現在道路法、都市計畫法等に認められてゐるが、その範圍は極めて狭小である。今回税制改正の方針としても、特に「受益事業ノ爲ノ増徴、受益者ニ對スル經費ノ分擔」の項が掲げられてゐる。此の機會に於て、受益者分擔金を認むる事業の範圍並に經費の範圍を擴張して廣く一般に認むることとし、地方財源の充實を圖りたいと思ふ。

六 「分類所得税、一般所得税及法人税ニ付テハ附加税ノ賦課ハ之ヲ認メザルコト」となつた。これは今回の税制改正に伴ふ當然のことである。惟ふに、改正後に於ける直接國税體系は是等所得税を大宗とする。従つて、是等諸税は相當増徴せらるゝ見込である。その結果として財源の地域的偏在は益々顯著となつて來るので、之に附加税を認むることは、地方財源として洵に不適當である。且分類所得税のあるものは源泉課税せらるゝこととなるので、課税技術の上から云つても到底困難である。のみならず、新に設定せらるゝ分與税は、その財源を主として是等諸税に求むるのであるから、更に附加税を認むることは面白くない。

七

一 以上述べた所は獨立財源たる地方税制の大要であるが、此の獨立財源に依る地方税制の改正のみを以てしては、地方財源の偏在を是正することは出來ない。往年地租營業税の地方委譲を企て、論難攻撃遂にこれを抑へ得ずして制度の實現を見るに至らなかつた大きな理由は、當時に於ける税制改正は、單に地租營業税の如き強力なる財源を地方に委譲するのみにして、因て生ずる地方負擔の不均衡を是正する對策を缺如せるが爲であつた。それ故に、今回の税制改正は地方税制に於て物税中心主義を採ると同時に、一面地方財政の調整を行ひ、團體財政の基礎を確立するが爲の制度として、新に分與税制度を創設することとしたのである。

(茲に特に明瞭にして置かなければならぬことは、地方税制改正要綱従つて本稿に於て「分與税」と稱するものに二種のものがあると云ふことである。その一は地租家屋稅營業税の一部を國税として徴收し、之を徴收地府縣に還元交付するものであり、その二は所得稅法人稅等の一部を以てその税源とし、地方財政調整の目的を以て、徴收地團體に關係なく交付せられるものである。兩者を假りに同一名稱を以て表示してゐるが、何れ混亂を避くる爲別々の名稱を用ひねばならぬであらう。以下述ぶる所は財政調整作用を有する分與税に就てである。)

二 分與税は之に依り、全國地方團體の財政調整を行ひ地方財政の基礎を確立せしめんとするものである。従つてその税額は相當多額なることを要すべく、且大に伸張性ある財源に之を求めねばならぬ。改正案に於ては、分與税の財源は「分類所得税、一般所得税、法人税、遊興飲食税及入場税ノ一部ヲ以テ之ニ充ツルコト」としたのである。惟ふに、是等諸税は極めて強力にして伸張性ある税であり、従つて是等の税そのものゝ伸張性は直ちに分與税財源に影響し、地方財政力を強化することになるのである。また一面に於ては、是等諸税は地方税として存在した沿革的意義もあり、分與税の財源としては最も適當である。分與税總額は、改正後の地方税收入が正確に判明してゐないので、その決定は困難であるが大體三億五千萬圓内外となるのではなからうか。此の場合に於ては、分類所得税、一般所得税及法人税の二割、遊興飲食税及入場税の五割程度が分與税となるであらう。

三 分與税分與の基準は分與税制に於て最も重要な問題である。従つて、此の點に就ては最も慎重なる研究と考慮とを拂はねばならぬ。而して之が爲には、極めて詳細なる規定を必要とすることは言を俟たない所であるが、その基本原則としては、「分與税ハ團體ノ財政力ヲ示スモノ及財政需要ヲ示スモノヲ基準トシテ分與スルコト」になつてゐる。その中「財政力ヲ示スモノ」としては、地租家屋稅及營業税を以て測定したる課税力を用ひ、之に逆比例して分與額を定め、「財政需要ヲ示スモノ」としては、人口(そのまゝの人口を用ひず、他の特殊事情に依り之を適當に増減することになるかも知れ

ぬ、また學齡兒童數を今一つの標準に加ふることが適當であるとも思つてゐる）を用ふることゝし、これに正比例して分與額を定むることゝなるであらう。仍ほ財政需要の一變形として、災害債を分與基準に加ふ必要があるかも知れないが是等の點に就ては目下詳細攻中である。仍ほ分與税制は今回最初の制度であり、これが個々の團體に作用する場合に於て、財政状態に激變の生ずることは避けねばならぬことである。従つて萬一斯かる事態發生するが如き場合に於ては、「經過的ニハ税制改正ニ因ル歳入ノ減少額ヲモ基準ニ加フルコト」とし、團體財政の運営に遺憾なきを期する考である。

四 「分與税ハ國ノ特別會計トシテ之ヲ經理シ收入ノ年度間ノ調整ヲ圖ル様考慮スルコト」になつてゐる。

分與税は地方財源の重要な部分を占め、且之に依り地方財政が調整せられるのであるから、その財源は確固たるものたるを要するは勿論、その運用に妙味あることを要する。これが爲には分與税を特別會計とし、所謂時間的調整即ち年度間の財政收入の調整を圖る必要があることは言ふ迄もないことである。

八

一 地方財政上極めて重大にして且解決困難なる問題であり、何人もそれを痛感しつゝその儘に看過し勝ちなる問題は所謂「國費地方費負擔區分」の問題である。地方税制が如何に改正せられ、依て以て地方財政の安固が圖られても、將來に於ける此の問題が何とか目鼻のつかざる限り、地方財政は甚だ不安定であると謂はざるを得ない。即ち國の委任事務に對する地方負擔に對し國費の分擔方針が確定せられると云ふことは、地方財政の將來に向つて絶對的必要な事柄である。従つてこの問題は、全面的に最も近き將來に於て解決點を見出さなければならぬと思ふのであるが、今回の税制改正を機會に、從來論議せられたる斯種問題中、最も重要なものに就き根本的に是正を行ふことゝしたのである。即ちその一は小學校教員俸給費負擔問題であり、その二は警察費連帶支辨金問題である。これ等は固より税制そのものではないが、地方

財政に重大なる關係あるが故にここに一言して置くことゝする。

二 「小學校教員俸給ヲ道府縣費支辨トスルコト」とした。小學校教員俸給費は現在市町村負擔の相當部分を占めて居るのであるが、今回これを市町村の財源關係並に教育上の見地より道府縣費負擔に移すことゝしたのである。此の點に就ては、都市方面に相當反對もある様であるが、教員に對する内申權は市長にその儘残るのであり、また都市が教員に對して爲す特殊訓練等は之を阻止するものでないから、都市としても餘り反對する必要はない様に思ふ。

「義務教育費國庫負擔金ノ支出ハ定率トスルコト」になつた。現在義務教育費國庫負擔金は八千五百萬圓の定額を以て國庫より支出されてゐるが、これは増額分が全部地方負擔に歸する不合理性があるので、これを俸給費總額に對する定率として道府縣に交付することになつたのである。而してその率は全體二分の一を適當と認めてゐる。

三 「警察費連帶支辨金ノ支出ハ其ノ率ヲ統一スルコト」となつた。警察費連帶支辨金は、東京府、大阪府、其の他の府縣との間に於て、國庫の支出割合を異にしてゐるのであるが、今回この率を全國統一することになつた。而してその率に就ては、全體二分の一を以て適當と認むるのである。

九

仍ほ今回の地方税制改正に當り、之が基礎として採用すべき地方税總額を如何なる程度に抑へるか云ふことは、地方財政上極めて重大なる關係を持つのであるが、これは今回の改正が昭和十五年度より施行せられる見込であるから、基礎的地方税總額としては、昭和十五年度地方税總額を用ひることにしたのである。而してこの計數は未だ明確でないけれども大體十億三千二百萬圓程度であると思ふ。従つてその中六億七千八百萬圓が獨立財源で賄はれ、三億五六千萬圓が分與税として調整的に交付せられることになるのである。

最後に地租家屋税及營業税の賦課方法に就て簡単に述べて置きたいと思ふ。

一 地租、家屋税及營業税は曩にも述べた通り、一部を國税として課し、これを原地地方團體に還付すると共に、地方團體はこれに附加税を賦課するのである。要綱に於て「地租、家屋税及營業税の賦課方法は分與税及附加税ノ併用トスルコト」と謂へるはその意味である。

二 三税は總てその一部を分與税として政府に於て賦課徴収するのであるから、その課税標準は政府に於て之を調査決定することは當然である。即ち地租に付ては「現行地租法ニ依ル土地賃借價格ニ依ルコト」とし、家屋税に付ては「新ニ政府ニ於テ調査スル家屋賃借價格ニ依ルコト」とし、營業税に付ては「個人ニ付テハ事業所得ニ對スル分類所得税ニ付調査スル所得、法人ニ付テハ法人税ニ付調査スル所得ヲ基礎トスルコト」になるのである。

次に三税の課率即ち地租百分ノ八、家屋税百分ノ七、營業税百分ノ六を、道府縣及市町村に如何なる割合を以て配分するかに就ては、現在までの計數整理の結果に依れば、大體道府縣と市町村とに折半するを適當と認むるのである。但し今後計數整理を更に詳細に行ふの結果、或は多少の變更を加へなければならぬかも知れぬと思ふ。仍ほ分與税として如何なる程度を課するかに付ては、分與税徴収の便宜と附加税の賦課率決定の便宜よりして、「地租百分ノ二」「家屋税百分ノ一・七五、營業税百分ノ一・五」とした。即ち課率全體より見れば、各その四分ノ一を課徴するのである。

地租に付ては所謂自作農地免税の問題がある。即ち現行税制に於ても賃借價格二百圓未満の自作農地に對しては本税免は税せられ、地方税に於て特別地税及特別地税附加税として、地租附加税相當額が課税せられてゐるのである。依て今回の改正に於ても、自作農保護の見地より本税は之を免除し、附加税のみを賦課せしむることとしたのである。その結果自

作農地に對する課率は百分ノ六となり、特別地税及同附加税の負擔額より幾分減税せられることになる。

分與税として國に於て徴収するものはその全額を「徴收地道府縣ニ分與スル」のである。之は手續は市町村に分與するより道府縣に分與する方が便宜であるからである。仍ほその結果として、附加税の賦課率は「道府縣百分ノ百」「市町村百分ノ二百」となるは地租、家屋税及營業税に依る財源を道府縣と市町村とに折半することとした關係上當然のことである。

曩に地方税制改正案の説明に於て一言した如く、團體財政の弾力性を保持する爲、各團體の實際賦課率に付ては相當伸縮性を認むることとなつて居るので、是等三税の具體的賦課率は、團體に依り相異することは止むを得ない所であるが、しかし各税間の負擔の公正を期するが爲、三税の賦課率は特別の事情なき限り之を同一とせしめねばならぬ。

三 家屋税に付ては、新に政府に於て家屋賃借價格を調査しなければならぬ。然しこの調査には相當の日時を要するので、昭和十五年度及十六年度分には間に合ひかねるのである。依つて經過的措置として「昭和十五年度及十六年度ニ限り家屋税ハ現行通」地方税に残すこととしたのである。然しそれにしても、現行の家屋賃借價格は道府縣間に於て非常に不均衡であるので、政府に於て適當なる方法を以て之を補整し、その賃借價格を以て家屋税を賦課せしめ、且分與税分與の基準とする考である。

惟ふに、今回の税制改正は全く地方税制上空前の改革である。之に依り多年連呼せられてゐた各種の税制改革上の論議は、概ね検討を加へたる上、用ふべきは之を取入れられた次第である。のみならず新たに分與税制度を創設し、根本的に地方財政の建直しを爲すに至りては、殆んど十數年前の過去に於ては、豫想だにせられざりし事象であると思ふ。従つて

之が爲地方自治を制壓する結果にならぬかとの心配さへ出て来るのであるが、實は之に依り、地方財源は確固たる基礎を持ち、財政自治の確立を得て、こゝに大乗的自治の進展を見得ること疑を存せぬのである。

今や我邦は曠古の時局に逢著してゐる。國民生活はあらゆる方面に於て合理化せられ、各種の角度より統制せられ、渾然一體たる形に於て最大限度の能力を發揮し、この難局を打開せねばならぬ情勢に在る。而して地方自治生活も亦國民生活の一態様たる以上、速かに舊來の不合理性が除却せられ、真正なる自治機能を發揮せねば相濟まぬ譯である。これが爲には地方制度の全面的改正も必要であらう、然しそれにも増して地方財政の確立と云ふことが喫緊の要務であると思ふ。地方税制改正案は過般税制調査會の審議を終へ、今や具體的立案の道程に在る。その成立までには今日以後幾多の迂餘曲折もあるであらうが、それを押し切つて、一日も速にその完成の期が到來せんことを希望して已まない次第である。



地方税制改正案批判

「都市問題」
十月
特 價 一・三〇
送料 〇・〇五

地方税制改正案要綱に就て
地方税改正案評
大體妥當な税制改革案
地方團體の財政的獨立
改革案に對する大都市の希望
地方税制改革の根本問題
非社會政策的な改正案
地方税制と自治制
税案の大都市に對する認識
財政調整より顯たる地方税案
分與税制と物税本位制
問題の多い地方税制改正案
革新性なき地方税案
地方税改革案を検討する
地方税改革案に對する私見
地方税制改正案の備考に就いて
地方税制改正案を批判す
地方税制改正案の吟味
米國の分與税制度

本會開會長	堀切善次郎	本會副會長	神戶正雄
法學博士	阿部賢一	經濟學博士	賴母木桂吉
東京市長	森下政一	大阪市長	岡崎勉
全國町村長會長	菊池慎三	横濱市助役	田川大吉郎
大府府廳長	大塚辰治	京大助教授	中川與之助
日大教授	津久井龍雄	城大教授	小幡清金
大阪府大教授	小山田小七	研究員	岡野文之助
研究員	藤田武夫	研究員	藤谷謙二
大阪府大助教授			

獨逸公民税の沿革と現狀
獨逸における財政調整制度
□ 地方税制改正案を評す □

玉木鑑夫・中村繼男・中澤辨次郎・村田勝延
内池康吉・白井 潔・桑原博隆・松田雪堂
藤田進一郎・横尾惣三郎・笹川慶永・木村靖二
島田晋作・島中雄三・元山修二・川田金造
千葉 了・近藤 操・小島 憲・北崎 進
川島 宏

地方税制の現狀
地方税制の沿革
地方税制改正關係統計・地方税制改正に關する諸團體の
意見・地方税制改正問題と新聞の論調・關係文獻目錄

發行所 東京市政調査會

東京市日比谷公園
(振替東京七一六〇九)

パンプレット

財団法人 東京市政調査會

麹町區日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

査がその可能を實證してゐる。
さはいへ學問と技術とを基礎とする都
市政策の遂行によつて矯正されねばなら
ぬ社會缺陷は尙ほ幾多殘されてゐる。こ
れ等缺陷に對しては都市自體の躍進的發
展、社會變遷、經濟的推移、政治思想の
變化に應じて速かに適切妥當なる方策を
以て臨まねばならぬ。
「都市問題パンフレット」はこの必要に
應ずる即効的資料である。簡潔低價の小
冊子ではあるが、近時特に多端を加へ來
つた都市問題界に本書の演ずる役割は
決して小さくないであらう。

- | | | | |
|--------|------------|--------------------|---------------------------|
| No. 7 | 法學博士 關 | 下水道事業の經濟 (再版) | P. 26
10 sen |
| No. 13 | 池 田 宏 | 公益企業概念とその諸問題 (再版) | P. 34
10 sen |
| No. 14 | 池 田 宏 | 自治制發布記念日設定論 (再版) | P. 52
20 sen |
| No. 16 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市塵芥の處理方策 | P. 57
20 sen |
| No. 17 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の空中淨化問題 | P. 65
20 sen |
| No. 20 | 東京市政調査會 | 市吏員の銓衡方法と試験問題 (七版) | P. 167
40 sen
平6sen |
| No. 21 | 池 田 宏 | 報償契約に就て (再版) | P. 21
10 sen |
| No. 22 | 木 村 尙 一 | 本邦無軌條電車の實績 | P. 42
20 sen |
| No. 23 | 池 田 宏 | 上水道の法律統制 | P. 26
20 sen |
| No. 24 | 池 田 宏 | 都市計畫の將來と地方計畫 | P. 42
20 sen |

都市問題

一冊一研究の叢書

各冊二十頁乃至六十頁の普及版
執筆者は斯界の權威揃ひ

現代都市は、物質的にも精神的にも、
國家活動の源泉である。同時に都市社會
の不安は、國家社會の一大脅威である。
一國の政治經濟文化の上に於て現代都市
の占むる此の重大なる地位は、文明の進
化につれて駁々乎として止むことなき都
市の膨脹發展によつて愈々其の重要性を
加重する。
現代都市が商工文明の所産たるの特質
より生ずる凡ゆる禍害は到底避くべから
ずとして絶望的所説をなすものがある。
果して此の禍害より都市を濟ひ、市民生
活の福祉の増進を期することは不可能で
あるか？ 否、最近の衛生統計や社會調

- | | | | |
|--------|-------------------|----------------|-----------------|
| No. 25 | 池 田 宏 | 都市災害防備策 | P. 92
30 sen |
| No. 26 | 近 藤 操 | 東京都制問題小史觀 | P. 38
20 sen |
| No. 27 | 前大阪市長 關 一 | 都市制度論 | P. 47
20 sen |
| No. 28 | 醫學博士 宮島替之助 | 都市の結核豫防に就て | P. 50
20 sen |
| No. 30 | 鈴木 武 雄 | 「地方信用金庫」創設論 | P. 32
20 sen |
| No. 31 | 大 塚 辰 治 | 大阪市の事務改善運動 | P. 45
20 sen |
| No. 32 | 馬 場 銀 太 郎 | 上海市の沿革とその特殊性 | P. 38
20 sen |
| No. 33 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の騒音防止問題 | P. 44
20 sen |
| No. 34 | 前内務省
地方局長 坂 千秋 | 東京都制案要綱に就て | P. 35
20 sen |
| No. 35 | 京都市
企業部長 中村三之助 | 京都市の新瓦斯報償契約に就て | P. 24
20 sen |

告豫刊近會查調政市京東

地方税制の沿革

述夫武田藤員究研

内 容

- 一、制度成立前の地方税
- (一) 徳川時代の町村入用割付法
- (二) 明治當初の地方税
- 二、地方税制度の成立
- (一) 府縣税制度の成立
- (二) 區(市)町村費徵收權の確立
- (三) 自治制による地方税制度の整備
- 三、地方税制度の變遷
- (一) 日露戦争と地方税制
- (二) 世界大戰と地方税制
- (三) 諸税制整理案と大正十五年の整理
- (四) 兩税委議案と昭和六年の改正
- 四、主なる地方税制改革案
- (一) 臨時財政經濟調查會の改革案
- (二) 政友會の兩税委議案
- (三) 馬場地方財税制改革案
- (四) 今回の改革案

概 目

好評の「好市政の基礎知識叢書」の第十輯

從來地方税制の沿革が大きな書物の一部としてのみ扱はれて來たためか、年代記的な表面記述に止まつた様に感ぜられる。日本地方税制度の史的特徴や傾向は如何、制度を動かして居るもの、又制度の性格は何か。制度が如何に變遷して來たかを顧みると同時に、制度そのものが如何にして成立したかがもつと詳しく検討されるべきである。本書はこれ等の點に特に意を注ぎつつ地方税制の沿革を尋ねたものであるから、兎角無趣味に陥り易いこの種の講述に面白さと新研究とを加へてゐる。地方税制の劃期的改正案を眼前にして江湖の關心に値しよう。

昭和十四年十二月五日印刷
昭和十四年十二月十日發行

「地方税制改正案の概要」
定 價 金 二 十 錢

著 者 挾 間 茂

發行者 菅 原 忠 治 郎
東京市麹町區日比谷公園二番地

印刷者 鈴 木 茂
東京市京橋區築地四丁目四番地

發行所

財団法人 東京市政調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

中屋三間印刷株式會社印刷

A rectangular decorative border with a repeating diamond and floral pattern surrounds the text.

OGZ

231